

熱中症に関する取組みについて

平成 19 年 12 月

厚生労働省

○ 職域における熱中症の予防

＜担当課：労働基準局安全衛生部労働衛生課＞

「熱中症の予防について」（平成 8 年 5 月 21 日付け基発第 329 号）概要

1 作業環境管理

- (1) 日除けや通風をよくするための設備を設置し、作業中は適宜散水する。
- (2) 水分、塩分の補給のためのスポーツドリンク等や身体を適度に冷やすことができる氷、冷たいおしぼり等を備え付ける。
- (3) 作業中の温湿度の変化がわかるよう温度計や湿度計等を分かりやすい場所に設置する。
- (4) 日陰などの涼しい場所に休憩場所を確保する。

2 作業管理

- (1) 十分な休憩時間や作業休止時間を確保する。
- (2) 作業服は吸湿性、通気性の良いもの、帽子は通気性の良いものを着用する。

3 健康管理

- (1) 健康診断結果等により、作業者の健康状態をあらかじめ把握しておく。
- (2) 作業開始前はもちろん、作業中も巡視等により作業者の健康状態を確認する。

4 労働衛生教育

- (1) 作業を管理する者及び作業者に対し、あらかじめ①熱中症の症状②熱中症の予防方法③緊急時の救急措置④熱中症の事例について労働衛生教育を行う。

5 救急措置

- (1) 少しでも熱中症の症状が見られた場合は、救急措置として涼しいところで安静にし、身体を冷し、水分及び塩分の補給を行う。また、必要に応じ医師の手当を受けさせる。
- (2) 作業現場の近くの病院や診療所の場所を確認しておくとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に知らせておく。

○ 健康のため水を飲もう推進委員会

<担当課：健康局水道課>

- ① こまめに水を飲む習慣の定着、
- ② 「運動中には水を飲まない」などの誤った常識をなくし、正しい健康情報を普及、
- ③ 身近にある水の大切さの再認識

により、子どもから高齢者までの広く国民一般の健康増進、疾病・事故予防に寄与することを目的として、平成 19 年 4 月に「健康のため水を飲もう推進委員会」（委員長：東京大学大学院 武藤芳照 教授）を組織。

《これまでの取組》

- ・平成 19 年 6 月に同委員会により啓発ポスターを作成。各地の水道事業者を経由して医療機関、学校・教育機関、消防署、スポーツ団体などの協力を得て掲示（6月から9月まで）。「水と健康の基本情報」とあわせて、厚生労働省ホームページに掲載。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/index.html>

- ・財団法人日本高等学校野球連盟の協力を得て、全国高校野球地方大会でポスター400枚掲示。あわせて会場内で水分補給を呼びかけるアナウンスを実施。甲子園全国大会の試合中にバックスクリーンフリーボードでポスターを上映。

○ その他

- ・環境省「熱中症保健指導マニュアル」作成への参画

<担当課：健康局疾病対策課 等>

- ・環境省「熱中症保健指導マニュアル 2007」、「熱中症予防普及啓発ポスター」について、都道府県の地域保健・老人保健担当者に情報提供（平成 19 年 8 月）

<担当課：健康局総務課保健指導室、老健局老人保健課>

参考資料

【啓発ポスター】



【甲子園におけるポスター上映】

